

(仮称) 平泉スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、「(仮称) 平泉スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、(仮称) 平泉スマートインターチェンジ (以下「スマートIC」という。) の設置、管理、及び運営等について、必要な検討及び調整等を行うことを目的とする。

(検討・調整内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、以下の内容について実施する。

(1) スマートICの設置に係る次の項目の検討及び調整

ア スマートICの社会便益に関すること。

イ スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。

ウ スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。

エ スマートICの構造及び整備方法に関すること。

オ スマートICの管理、運営に関すること。

カ 広域的検討結果の反映に関すること。

キ その他スマートICの設置、管理及び運営に必要な事項に関すること。

(2) スマートICの運用開始後の社会便益、安全性、利用交通量、管理、運営形態等について定期的にフォローアップし、必要に応じ見直すものとする

(3) その他目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長及び職務代理)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、平泉町長をもって充てる。

3 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が出席できないときは会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は、出席委員及び代理者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところとする。
- 4 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め意見を聞くことができる。
- 5 会議は原則非公開とし、委員の承認を得て会議資料及び会議録を公表することができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第8条 軽微な事項に関しては、会長は書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する費用は、平泉町の負担とする。

(事務局)

第10条 協議会の運営事務を行うため事務局を平泉町建設水道課内に置く。

- 2 事務局は、協議会の庶務を行う。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

(その他)

第12条 協議会に参加した団体は、スマート I C の安全かつ円滑な設置及び管理運営に協力するものとする。

附則

この規約は、平成26年6月27日から施行する。

附則

この規約は、平成29年5月30日から施行する。